

# 中能登町人事行政の運営等の状況

## 中能登町職員の勤務時間その他の勤務条件について

### (1)勤務時間の概要(標準的なもの)

開始時間	休憩時間	終了時刻	1日の勤務時間	1週間の勤務時間	勤務を要しない日
午前8時30分	正午～午後1時	午後5時15分	7時間45分	38時間45分	土曜日・日曜日

(注)保育園、図書館など、職務の性質により上記の勤務時間の割り振り、休憩時間により難い職員については、勤務時間の割り振り等を別に定めています。

### (2)休暇制度の概要 職員の休暇は年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇

- ① 年次有給休暇 1月1日現在に在職する職員については、1年(歴年)につき20日
- ② 病気休暇 職員自身が負傷又は疾病で療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、結核性疾患は1年以内、その他の傷病の場合は90日を超えない範囲内で、医師等の証明に基づき、最小限度必要と認める期間
- ③ 特別休暇 主な特別休暇は下表の通り

休暇の種類	制度の概要
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利の行使する場合、必要と認める期間
官公署出頭休暇	裁判員、証人等としての官公署への出頭する場合、必要と認める期間
骨髄提供休暇	ドナーとして骨髄液の提供をする場合、必要と認める期間
ボランティア休暇	1年において5日の範囲内
婚姻	婚姻の日の5日前の日から当該婚姻の日後1月を経過する日までの、連続する5日以内
産前産後	8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合、出産の日までに申し出た期間。出産した場合、出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間。
授乳等を行う	生後1年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合、1日に2回それぞれ30分以内の時間。
妻の出産	妻が出産する場合、2日以内。
男性職員の育児	妻の産前8週間、産後8週間の期間に出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する男性職員がこれらの子を養育する場合、1年につき5日以内。
子の看護	小学校就学前の子を養育する職員が、看護や予防接種、健診などを受けさせる場合、1年につき5日以内。(小学校就学前の子が2人以上の場合は、1年につき10日)
短期介護休暇	要介護者の介護等の世話を行う場合、1年につき5日以内。(2人以上の場合、1年につき10日)
忌引き	職員の親族が死亡した場合 親族に応じた日数
父母の祭日休暇	当日1日。(但し、遠方地の場合は実際に要した往復日数を加算することができる)
夏季休暇	7月から9月までの期間内で3日
住居滅失・損壊休暇	風水震、火災そのほかの非常災害により住居滅失、損壊した場合 7日の範囲内
交通機関の事故等による休暇	職員の責めによらない交通機関の事故等の不可抗力によって、他の方法により出勤する事が著しく困難な場合 その都度必要と認める期間
生理休暇	その都度必要と認める期間

- ④ 介護休暇 介護を必要とする一の連続する状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認められる期間

## 中能登町職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

地方公務員法では、勤務成績が良くない場合、心身の故障により職務遂行に支障がある等の場合、職に必要な適格性を欠く場合又は職制等の改廃等により過員等を生じた場合のいずれかに職員が該当するときは、分限処分として、その意に反して、職員を降任し又は免職することができることになっています。

また、心身の故障のため長期休養をする場合、又は刑事事件に関し起訴された場合のいずれかに職員が該当するときも、分限処分として、その意に反して、職員を休職することができます。

分限処分の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

事由	種類	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合		0	0	0	0
心身の故障の場合		0	0	1	1
職に必要な適格性を書く場合		0	0	0	0
廃職又は過員を生じた場合		0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合		0	0	0	0
合計		0	0	1	1

※ 人数は、当該年度に新たに処分を受けた人数です

### (2) 懲戒処分の状況

地方公務員法では、職員が、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合若しくは全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合には、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができることになっています。

懲戒処分の状況(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

事由	種類	免職	停職	減給	戒告	合計
法令等に違反した場合		0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合		0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合		0人	0人	0人	0人	0人
合計		0人	0人	0人	0人	0人

※ 人数は、当該年度に新たに処分を受けた人数です

## 中能登町職員のサービスの状況

### (1) 年次休暇の取得の状況(平成22年1月1日～12月31日)

総付与日数 A	総使用日数 B	対象職員数 C	平均使用日数 B/C	消化率 B/A
9240 日	1250 日	230 人	5.4 日	13.5%

※1 対象職員数は平成22年1月1日から平成22年12月31日までの全期間を在職した職員数です。

(年度途中の退職・採用者、育児休業・休職等の事由がある職員並びに派遣職員を除く)です。

※2 総付与日数には、前年からの繰越分を含みます。

### (2) 育児休業の取得の状況

育児休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例に定められており、3歳に満たない子を養育する職員に認められます。

育児休業等の取得者数

(単位:人)

	平成22年度の取得者数			平成22年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	育児休業等 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務取得者数
男性職員	0	0	0	6	0	0	0
	0	0	0				
女性職員	9	0	0	10	9	0	0
	8	0	0				
計	9	0	0	16	9	0	0
	8	0	0				

※ 上段には平成22年に新たに育児休暇を取得した人数、下段には平成21年度以前から引き続き取得している人数

平成22年度中に新たに育児休業を取得した職員の承認期間

(単位:人)

区分		平成22年度中に新たに育児休業を取得可能となった職員						
		うち取得 職員数	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	6	0						
女性職員	10	9	1	7	1			
計	16	9	1	7	1			

### (3) 介護休暇の取得の状況

(単位:人)

介護休暇 承認期間	1月以下	1月を超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え	合計
							0

平成22年度介護休暇取得者数 0名

## 中能登町職員の研修及び勤務成績評定

### (1) 研修の概要(平成 22 年度)

地方公務員法第 39 条の規定により、職員の勤務能率の向上を図るため、町独自の研修会の開催のほか、石川県使用損職員研修所、石川県、自治大学校などへの派遣研修を行っています。

職員の研修状況

(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

研修の分類	研修の内容等	期間又は回数	受講者数	
一般研修				
	(1)階層別研修	初任者研修 等	1～2 日	19 人
	(2)能力開発研修	財務事務研修 等	1～2 日	9 人
小 計			28 人	
町独自研修	クレーム対応研修	1 回	全職員	
派遣研修	石川県庁(総務部・土木部)	1 年間	2 人	

### (2) 職員の勤務成績の評定状況

地方公務員法第 40 条第 1 項の規定に基づき、能力の実証に基づいた人事管理体制を確立し、公務の能率的な運営を図るため、職員の執務について総合的に勤務成績の評定を行っています。

また、これを職員の指導及び監督の有効な指針として、配置換えや昇任等を行い、適材適所の人事配置を図るとともに、職員資質の向上や職場の活性化を図っています。

評定対象職員	全職員
評定領域	項目別に 5 段階の評価を行っている ・業績(目標管理/仕事の質・量) ・能力(知能・技能、課題への対応、指導監督力、理解力等) ・態度(職場規律、協調性、積極性、責任感等)
評定結果の反映	勤勉手当成績率・昇給に反映 人事異動(昇任・配置等)の参考 指導育成の基礎資料

## 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の状況

#### ① 職員の健康管理

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理、元気回復等の厚生事業を実施しています。

職員の健康診断受診状況(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

主な項目	対象者等	実施状況
定期健康診断	全職員	165/174 人(受診率 92.2%)
人間ドッグ検査	35 歳以上の希望する職員	8 人
脳ドッグ検査	35 歳以上の希望する職員	7 人

#### ② 職員の医療給付・年金給付

地方公務員等共済組合法に基づいて、組合員(職員)とその家族の生活の安定と福祉の向上を図り、公務の能率的運営に資することを目的として、石川県市町村職員共済組合が事業を実施しています。

- ・ 短期給付事業・・・職員とその家族の病気・けが・出産などに対して給付を行っています。
- ・ 長期給付事業・・・職員の退職、障害、死亡に対して年金等の給付を行っています。
- ・ 福祉事業……………健康保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金貸付等を行っています。

#### ③ 中能登町及び中能登町保育園互助会事業

会員の福祉の増進や親睦を図ることを目的とし、健康推進、教養に資する事業などを実施しています。

掛金・負担金等の状況(平成 22 年度)

項目	中能登町職員互助会	保育園互助会
会員掛金	給料割 給料の 1% 均等割 500 円	一律 2,000 円
平成 22 年度決算額	14,704 千円 (うち公費補助額 696 千円)	2,570 千円 (うち公費補助額 332 千円)
会員一人当たりの公費補助額	4000 円/174 人	4000 円×83 人

※ 平成 22 年度より、公費補助額を見直し、会員一人当たりの公費補助額の減額を行いました

### (2) 公務災害補償の状況(平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日)

職員が公務遂行中及び通勤中に負傷、又は公務が原因となって発症した疾病等公務上の災害として認定した件数は次のとおりです。

認定件数	内訳	
	公務災害	通勤災害
0 件	0 件	0 件